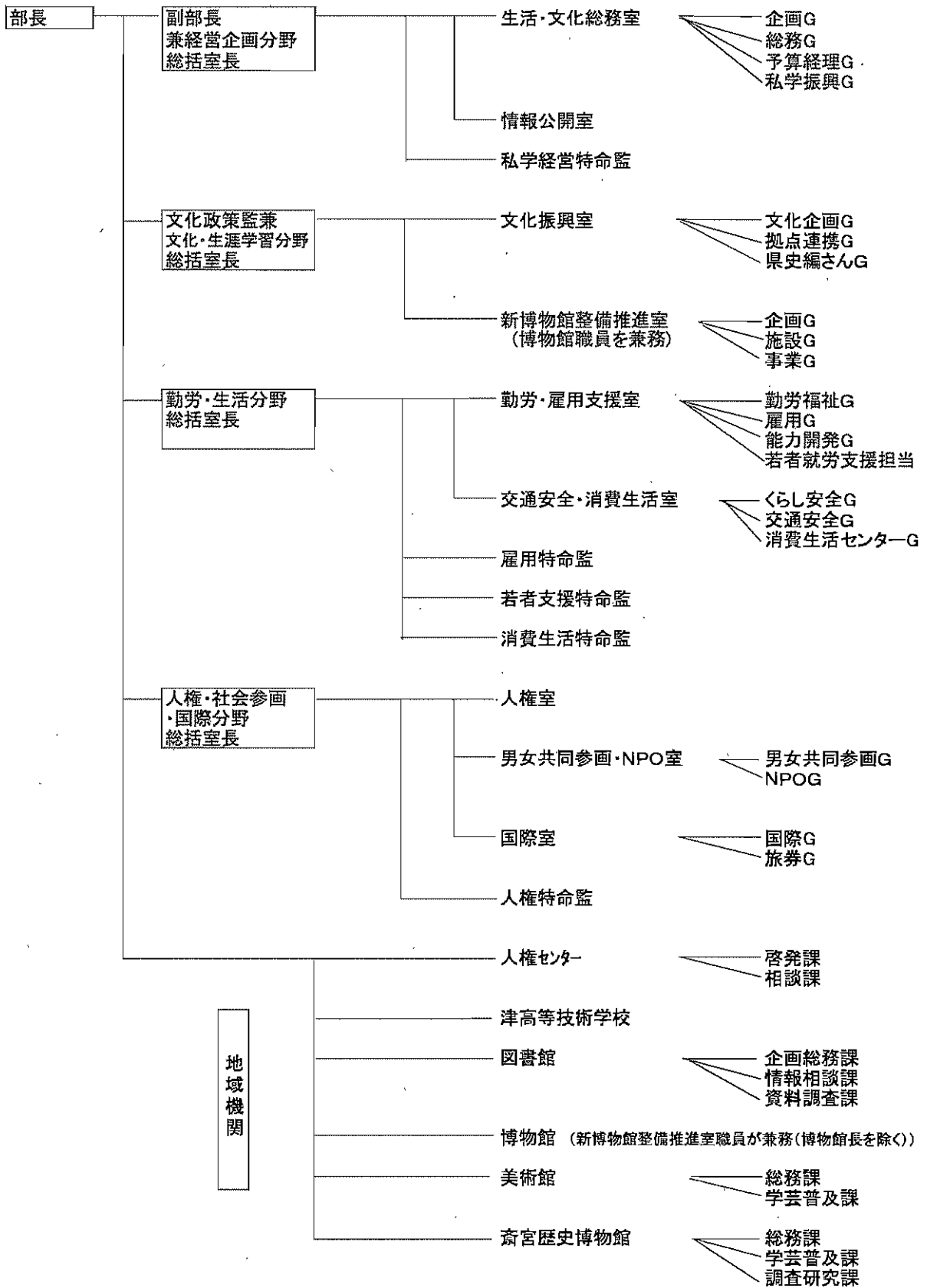


平成 23 年度生活文化環境森林常任委員会 (生活・文化部) 所管事項説明資料

	頁
I 平成 23 年度生活・文化部の組織	1
II 平成 23 年度生活・文化部の予算	2
III 各分野別主要施策	
[経営企画分野]	
1 私学教育の振興について	3
2 情報公開及び個人情報保護制度について	7
[文化・生涯学習分野]	
3 三重の文化・生涯学習振興について	9
4 新県立博物館の整備について	11
[勤労・生活分野]	
5 勤労・雇用施策について	15
6 交通安全対策の推進について	19
7 安全で安心なまちづくりの推進について	21
8 安全で安心できる消費生活の確保について	23
[人権・社会参画・国際分野]	
9 人権施策の総合的な推進について	27
10 男女共同参画社会の実現に向けた取組について	29
11 NPOの参画による地域社会づくりの推進について	33
12 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進について	35
IV 事務事業概要 (別冊)	

平成 23 年 5 月 26 日
生活・文化部

I 平成23年度 生活・文化部の組織



II 平成23年度 生活・文化部当初予算

■ 一般会計

(単位:千円)

款	項	平成23年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	差引増減額	対比
総務費	生活文化費	7,436,171	8,042,596	▲ 606,425	▲ 7.5 %
		(3,222,710)	(3,470,424)	(▲ 247,714)	(▲ 7.1 %)
労働費		6,502,914	6,855,143	▲ 352,229	▲ 5.1 %
		(785,554)	(943,837)	(▲ 158,283)	(▲ 16.8 %)
	労政費	5,489,081	5,917,139	▲ 428,058	▲ 7.2 %
		(330,169)	(404,323)	(▲ 74,154)	(▲ 18.3 %)
	職業訓練費	919,068	822,067	97,001	11.8 %
		(360,620)	(423,577)	(▲ 62,957)	(▲ 14.9 %)
労働委員会費	94,765	115,937	▲ 21,172	▲ 18.3 %	
	(94,765)	(115,937)	(▲ 21,172)	(▲ 18.3 %)	
教育費	私学振興費	5,898,156	8,817,226	▲ 2,919,070	▲ 33.1 %
		(3,564,609)	(6,140,540)	(▲ 2,575,931)	(▲ 41.9 %)
計		19,837,241	23,714,965	▲ 3,877,724	▲ 16.4 %
		(7,572,873)	(10,554,801)	(▲ 2,981,928)	(▲ 28.3 %)

■ 交通災害共済事業特別会計

(単位:千円)

款	項	平成23年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	差引増減額	対比
交通災害共済費		0	83,660	▲ 83,660	▲ 100.0 %
	交通災害共済費	(0)	(0)	(0)	(- %)
計		0	83,660	▲ 83,660	▲ 100.0 %
		(0)	(0)	(0)	(- %)

■ 生活・文化部 計

(単位:千円)

	平成23年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	差引増減額	対比
一般会計+特別会計	19,837,241	23,798,625	▲ 3,961,384	▲ 16.6 %
	(7,572,873)	(10,554,801)	(▲ 2,981,928)	(▲ 28.3 %)

※上段は事業費、下段()書きは県費

※交通災害共済事業特別会計は、平成22年度で廃止

Ⅲ 各分野別主要施策

1 私学教育の振興について

生活・文化総務室

1 現状と課題

(1) 現状

私立学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において、大変重要な役割を果たしています。

このため、県では「私立学校の教育環境の充実」と「保護者の経済的負担の軽減」をはかるための助成を行っています。

(2) 課題

- ① 長期的な生徒減少期にある私立学校の経営は大変厳しい状況となっていますので、引き続き、私立学校への支援を充実していく必要があります。(私立高校全日制生徒数：平成18年度11,253人 → 平成22年度10,532人、過去5年間で721人 [▲6.4%] の減少)
- ② 雇用経済情勢の悪化を踏まえ、私立学校に就学する生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減することが求められています。
- ③ 私立学校は、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れているため、引き続き、耐震化を促進していく必要があります。耐震化に向けては国等の補助制度もありますが、学校法人において財政負担を伴うことから整備が進みにくい状況です。(平成22年4月1日現在、公立学校92.3%に対し、私立学校は80.6%と、11.7ポイントの格差)

2 今後の取組方向

- ① 私学関係の平成23年度当初予算は、骨格的予算として対前年度6割程度の額で予算計上しています。
- ② 高校授業料無償化政策に伴う就学支援金、さらに低所得世帯に対して一定の上乗せ助成を行う県単の授業料減免補助制度、入学金補助金などを活用することにより、保護者負担額を軽減しているところです。今後ともこれらの施策を適切に推進していきます。
- ③ 私立学校は、公立学校に比べて校舎等の耐震化が遅れていることから、引き続き

耐震化に向けた私立学校の取組を促していきます。

【参考1】平成23年度当初予算額（骨格的予算等）	（対前年比）	
私立高等学校等振興補助金	2,682,259千円	59.6%
私立幼稚園振興補助金	1,130,290千円	59.4%
私立特別支援学校振興補助金	84,174千円	61.9%
私立専修学校振興補助金	23,549千円	59.4%
私立外国人学校振興補助金	7,200千円	60.0%
私立学校教職員退職基金財団補助金	0千円	0.0%
日本私学振興・共済事業団補助金	0千円	0.0%
骨格的予算計	3,927,472千円	57.5%
私立高等学校等就学支援金	1,751,313万円	101.9%
私立高等学校授業料減免補助金	67,862千円	128.7%
その他私学関連予算	151,509千円	71.7%
骨格的予算以外予算計	1,970,684千円	99.4%
合計	5,898,156千円	66.9%

【参考2:H22経常費補助金生徒一人当たり補助単価と当初予算】

	学校数	H22 経常費補助金生徒一人当たり補助単価 (円)	H22 当初予算 (千円)
高校 (全日制)	13	314,642	3,337,094
高校 (狭域通信制)	2	64,585	47,470
中学校	10	298,872	900,801
小学校	2	297,216	212,807
幼稚園	59	169,507	1,902,124
特別支援学校	1	(高等部) 1,477,400 ほか	135,949
専修学校	28	(高等課程 (大学入学資格付与)) 27,770 ほか	39,614
外国人学校	3	3,000~5,000 千円 ※1	12,000
私立学校教職員退職基金財団補助金	—	—	178,549
日本私学振興・共済事業団補助金	—	—	69,546
合計	—	—	6,835,954

(※1 外国人学校のみ、1校当たり補助額、単位千円)

【参考3】三重県の私立高等学校等授業料無償化のスキーム（別表参照）

平成22年度から、国の高校授業料無償化政策がスタートし、家庭の状況に関わりなく、すべての学ぶ意志を持つ私立高校生等に対して、月額9,900円（年額118,800円）の就学支援金が支給されています。さらに、低所得世帯に対しては、9,900円又はその半額の4,950円が加算されています（平成23年度当初予算額17億5,131万円）。

県では、この国の制度に上乗せする形で授業料減免補助金を再構築し、年収250万円未満世帯について授業料の実質無償化の実現をはかるための助成を行うとともに、年収350万円未満世帯についても、一定の上乗せ助成を行うことにより、保護者負担額を軽減しています。

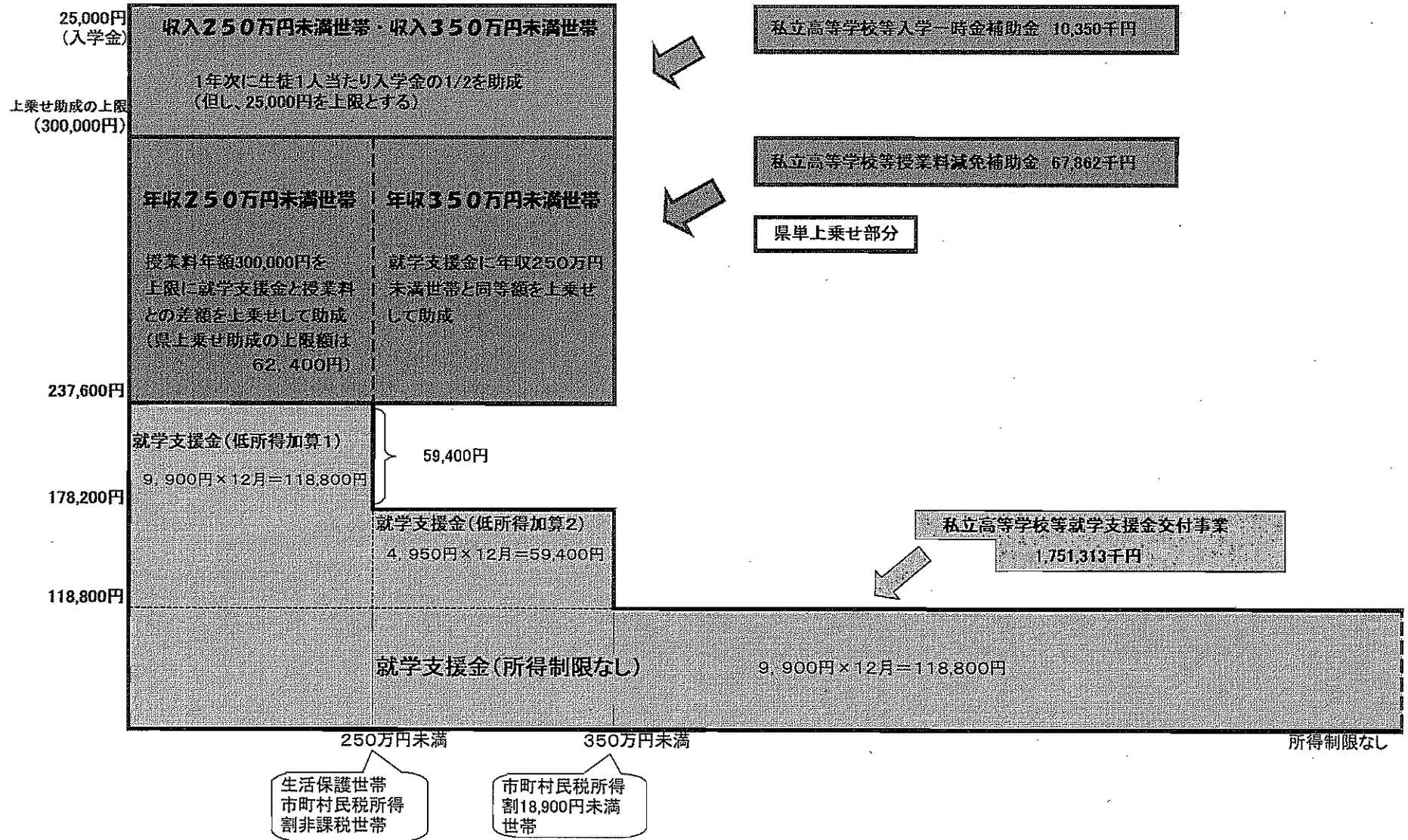
【参考4：私立高等学校等就学支援金等の補助単価】

平成23年度 対象区分		H23 就学支援金	H23 県単授業 料減免補助上 限単価(月額)	H23 県単入学 金補助
私立高 等学 校 等	生活保護世帯	9,900円の2倍 19,800円	5,200円以内	25,000円 以内
	年収250万円未満世帯	9,900円の2倍 19,800円		
	年収350万円未満世帯	9,900円の1.5倍 14,850円		
	失業・倒産等家計急変 世帯	9,900円	15,100円 以内	—
	上記以外の世帯	9,900円	—	—

【参考5：私立学校施設の耐震化率の状況】（単位：％ 平成22年4月1日現在）

	私立学校	公立学校	差
高等学校	78.5	94.2	▲15.7
中学校	100.0	92.2	7.8
小学校	100.0		
幼稚園	80.8	82.2	▲1.4
特別支援学校	0.0	100.0	▲100.0
全体（全校種）	80.6	92.3	▲11.7

私立高等学校等就学支援金制度と県単上乗せ助成制度のイメージ図



2 情報公開及び個人情報保護制度について

情報公開室

●情報公開制度について

1 現状とこれまでの取組内容

(1) 現状

情報公開制度が県民に浸透していく中で、大量請求や対象公文書の特定が困難な請求など情報公開制度の運営上、大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備や開示場所の明記を行うなどの三重県情報公開条例の改正を行い平成 21 年 4 月 1 日から施行するとともに、施行規則・条例の解釈及び運用・事務取扱要領等諸規程（以下、「解釈及び運用」等）という。）の整備を行い、情報公開制度の的確な運用に努めているところです。

(2) これまでの取組内容

①情報公開条例等の改正

・権利の濫用の創設

「県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資する」という条例第 1 条の目的を逸脱するような請求者の権利の濫用を禁ずることとしました。

・開示義務の明記

実施機関に対し、開示決定をしたときは、開示請求者に対し速やかに開示を行うよう開示義務を明記しました。

・開示の有効期限の明記

実施機関が指定した日時に、正当な理由なく開示を受けない場合は、公文書を開示したものとみなす「みなし対応」を行うことにより、いつまでも開示が終了しないという不安定な状況を解消しました。

・勤務時間内での開示対応

事務の取扱時間の明確化をはかるなど勤務時間内での効率的な開示の実施等に努めました。

・開示場所の明記

公文書を保管している事務所の所在する場所（本庁の公文書は情報公開・個人情報保護総合窓口、地域機関の公文書は地域機関）で開示することを徹底しました。

②情報公開制度の的確な運用

改正条例、「解釈及び運用」等の職員への周知の徹底や情報公開制度に対する認識の向上をはかるため、研修会等を実施しました。

2 課題と今後の取組方向

これらの取組により、情報公開事務がより円滑に実施されるようになりましたが、引き続き、研修会・説明会の実施や相談・照会の機会を通じて情報公開制度の的確な運用をはかるとともに、各部局等と連携しながら組織的な対応を行い、情報公開事務のより一層円滑な推進に取り組めます。

●個人情報保護制度について

1 現状

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成 14 年度から「三重県個人情報保護条例」を施行しています。条例では、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しています。

また、個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行うほか、県内事業者や県民向けに個人情報保護法に関する説明会を開催するなど制度の周知啓発をはかっているところです。

2 課題と今後の取組方向

(1) 県が保有する個人情報の適正管理の推進

個人情報の入ったパソコンの盗難等不適切な個人情報取扱事例が発生していることから、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止をはかる必要があります。

このため、引き続き、実施機関から相談・協議を受けた場合には適切に助言するとともに、職員に対して研修会等を通じて個人情報保護制度の周知徹底をはかります。

(2) 県民等に対する広報・啓発の実施

民間においても目的を超えた個人情報の収集等不適切な個人情報取扱事例等が発生していることから、個人情報保護法についての周知啓発に努めるとともに、個人情報保護法への的確な対応について県内事業者等への助言などを行っていく必要があります。

このため、引き続き、県内事業者や県民に対して、国と連携しながら個人情報保護法についての説明会を開催するなど広報・啓発を行います。また、県内事業者の個人情報の不適切な取扱事例等が発生した場合には、法令により当該事業者を監督する関係部局等と連携して的確に対応します。

3 三重の文化・生涯学習振興について

文化振興室

1 現状と課題

(1) 現状

県民一人ひとりが文化にふれ親しみ、豊かな文化が育まれる社会をめざし、平成20年3月に策定した「三重の文化振興方針」に基づき、以下のとおり取り組んでいます。

○ 文化芸術活動の振興

県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供するため、各分野の文化団体と連携して、県展、県民文化祭、みえ音楽コンクールを「みえ文化芸術祭」として開催するとともに、文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施しています。

また、県内の文化に関する情報収集・発信を進めるとともに、地域のまちかど博物館活動への支援や全国俳句募集等を行っています。

さらに、地域の歴史的・文化的資産に関する情報収集・整理を行い、県の歴史・文化を集大成する三重県史の編さんを進めるとともに、歴史的公文書の選別・保存を行い、公文書館機能整備に向けた取組を進めています。

○ 「文化と知的探求の拠点」機能の充実と連携

文化振興の基礎となる生涯学習については、文化振興と一体的にとらえ、総合的な文化施策として展開していくことが効果的であるため、県立の図書館、博物館、美術館、文化会館等が「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、拠点間連携及び多様な主体との連携による機能強化の取組を進めています。

連携の具体例として、共通テーマによる連携モデル事業の実施や、生涯学習センターのコーディネートにより、各拠点と文化団体、学校が連携して進める、子どもを対象とした文化体験プログラムの開発と実践の取組があります。

① 三重県立図書館

「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民への「2つの約束」を掲げ、県の中央図書館として、三重県のすべての地域と三重県に関心がある方々を意識し、提供する資料や情報に新たな価値を付加することとして、課題解決支援、三重県関係資料の充実、県内図書館との連携等の活動を通じて、三重県全体の図書館サービスの向上をめざしています。

② 三重県立博物館

建物の老朽化のため、平成19年10月から展示室を閉鎖していますが、資産の有効活用をはかるため移動展を行うとともに、県民との協創による調査研究活動などを行っています。

③ 三重県立美術館

県内や国内外の著名作家の展覧会や作品の収集、三重県ゆかりの美術資料の研究を行うとともに、美術講演会、美術館ニュースの発行など美術館活動のPRや、美術セミナーの開催、学校教育と連携した教育普及活動を行っています。

④ 文化会館、生涯学習センター

文化会館では、県の文化発信拠点として芸術性の高い公演や伝統芸能の紹介など県民のニーズに応えた公演のほか、人材育成や他府県施設との連携による公演の企画など幅広い取組を行っています。

また、生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携した「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」を実施するなど、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供に努めています。

⑤ 齋宮歴史博物館と国史跡齋宮跡の保存、活用

継続的かつ計画的な発掘調査を行うとともに、齋宮歴史博物館において、その成果を生かした企画展示や平安時代の文化を体験できる参加型事業を行うなど、齋宮跡の保護と普及・活用に取り組んでいます。

また、発掘調査で確認された掘立柱建物等の復元整備を盛り込んだ「史跡齋宮跡東部整備基本計画」を平成22年3月に策定し、平成26年の完成を目指して、史跡東部の整備に取り組んでいます。

(2) 課題

- ① 県民一人ひとりが自ら文化芸術に触れ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し、活動の裾野を広げる機会をさらに充実させる必要があります。
- ② 各拠点が効果的に連携しながら、人づくり・地域づくりに貢献する事業を継続して展開していく必要があります。
- ③ 県民主体の文化活動を促進するとともに、文化関係情報の的確な収集・保存と共有を進め、併せて効果的な情報発信を行う必要があります。

2 今後の取組方向

- ① 県民が多様な文化芸術にふれ親しむ機会として、各種の公演、講座、企画展など、各拠点が特色を生かした魅力ある事業を継続して展開します。また、県民が成果を発表する機会を提供します。
- ② 三重県総合文化センター周辺の各施設が集積による利点を最大限に生かして連携・協働し、アウトリーチ活動の充実や集客機能、情報発信機能の強化に努め、文化交流ゾーンとして、より創造的・魅力的な文化にふれる機会を提供できるよう取り組みます。
- ③ 地域における文化団体活動を支援するとともに、国史跡齋宮跡をはじめとする歴史的・文化的資産の調査、保存と活用等を進めます。また、効果的な情報発信の手法について継続的に検討していきます。

4 新県立博物館の整備について

新博物館整備推進室

1 現状

新県立博物館の整備については、三重の文化振興についての基本的な考え方のもとで博物館のあり方を検討し、その方向性を明らかにするため、平成 19 年 7 月、生活部で新たな体制を整え検討を開始しました。

その成果として、平成 19 年度には、「三重の文化振興方針」及び「新県立博物館基本構想」、平成 20 年度には、「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を策定しました。さらに、平成 21 年度には、これらを具体化するため、多様な試行的・実践的の事業に取り組むとともに、施設の建築及び展示設計を進め、建築設計については、平成 22 年 5 月末に完成、展示設計については、10 月末にとりまとめました。

今後に向けては、平成 23 年度当初予算として、建築工事及び展示工事執行、博物館の活動と運営の構築、広報活動等のための予算約 18 億円を計上し、県議会において承認されました。

2 平成 23 年度取組方向

(1) 新県立博物館の建築工事・展示工事の推進

建築工事については、すでに着工しています。

展示工事については、業者選定を行い、10 月を目標に着手する予定です。

(2) 博物館活動の構築

新県立博物館の活動（調査研究、収集保存、活用発信）について、県民・利用者の皆さんとともに、試行的な取組を実施しながら検討を進め、「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」に位置づけた各活動方針の内容を検討します。

(3) 運営の構築

平成 22 年度の検討案をもとに、県民の皆さんとともに項目ごとに詳細な検討を進めます。

(4) 開館に向けた広報戦略の立案と展開

開館に向けた広報戦略のもとで時期設定などに基づく本格的な広聴広報事業を開始します。

一方、引き続き認知度の向上や意見集約を目的とした県民の皆さんへのアンケート調査や印刷物配布などの広報活動についても行い、博物館づくりに生かしていきます。

これまでも県民・利用者の皆さんとともにさまざまな試行事業を実施してきましたが、新県立博物館づくりに具体的に関わっているという実感をより多くの人にもってもらえるような参画型の事業を検討します。

(5) 情報システムの検討

平成 22 年度に検討を行った博物館活動や運営の内容を前提にした情報システムの基本的な考え方にに基づき、近年の技術動向、先進事例等をヒアリングしつつ、次年度からのシステム構築に向けて仕様内容の検討を行います。

(6) 「みえの文化交流ゾーン」の検討

新県立博物館を整備することにより、県総合文化センター周辺地域を三重の自然と歴史・文化に関する情報発信及び地域支援機能をもった「みえの文化交流ゾーン」として展開していくため、県民、利用者の視点で検討し、取組を進めます。

3 附帯決議への対応について

平成 22 年度当初予算の承認にあたって、3 点にわたって附帯決議がなされました。このことに留意して、広く広聴広報活動を推進するとともに、県総合文化センターとの連携及び県産材を十分に活用した建物としていく取組を進めます。

(附帯決議の内容)

- ① 新博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。
- ② 県総合文化センターとの相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。
- ③ 本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

(取組内容)

(1) 広聴広報活動の推進

平成 22 年度においては、主に認知度の向上を最優先に考えた取組を進めてきました。平成 23 年度からは、認知度の向上のための取組に加えて、開館までの時期、年齢層、地域など対象を意識し、開館までのストーリー性をもった計画的な広報宣伝を進めていくこととしています。

(2) 県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための検討

平成 23 年度には、専門スタッフが持つ知識や情報、ノウハウを生かした県民・利用者の皆さんの取組や活動への支援などのための取組を検討し、文化交流ゾーンで、県民の皆さんが、新たな発見の喜びや学びの楽しさを感じ、何度でも訪れたいくなる場となるよう、試行的にいくつかの事業を組んで拠点間で連携しながら進めます。また、県総合文化センターとの動線を安全かつスムーズなものとするための連絡ブリッジの設置等のための設計を行うこととしています。

(3) 文化的象徴として、県民が愛着をもてる施設づくり(県産材等)

県産材(木材)については、展示設計において、三重県を立体的に表した触れる模型を県産材で制作するほか、学習交流スペースなどの展示効果を高めるテーブルやベンチなどに使用する木材も県産材指定としています。

今後、什器類などでも、県産材の利用をできる限り行っていきます。また、県産材の利用にあたっては、木材に限らず石材や伝統工芸品などの県産品を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設づくりを進めます。

5 勤労・雇用施策について

勤労・雇用支援室

1 現状と課題

(1) 現状

① 依然厳しい雇用情勢

県内の雇用情勢は、有効求人倍率が一昨年6、7月の0.40倍を底に、本年3月には0.73倍まで回復しましたが、低い水準にとどまっており、依然として厳しい状況にあります。

また、本年3月に発生した東日本大震災の影響により、さらなる雇用情勢の悪化が懸念されているところです。

② 若年者、障がい者、高年齢者の雇用支援等

雇用情勢の悪化により、未就職卒業者の増加など若年者の就職環境は厳しいものとなっています。また、就職を希望する障がい者一人ひとりがその能力を最大限発揮して働ける社会の実現が求められていますが、県内企業における障がい者実雇用率は法定雇用率を下回っており、全国最下位となっています。さらに、高年齢者の就業機会も十分とはいえない状況にあります。

③ 職業能力の開発

雇用のセーフティネットとしての職業訓練に対するニーズは引き続き高い状況です。また、産業界においては、国際的な価格・品質競争が厳しくなるなか、産業の発展を支える労働者の技能向上が重要性を増しています。

④ 勤労者の就労環境の整備

先の見えない不況が続いており、勤労者には仕事はもとより生活に対する不安が依然として強い状況です。

(2) 課題

① 離職者等への就業支援と雇用機会の創出

ア 雇い止め等により離職を余儀なくされた方や県内に避難された被災者の方等へのきめ細やかな就業に向けた支援が必要です。

イ 雇用機会の創出に向け、地域の実情を踏まえた取組を進める必要があります。そのためには市町との連携が重要となっています。

② 若年者、障がい者、高年齢者の就労支援等

若年者の勤労観や職業観の醸成、キャリア形成能力の向上等を支援していく必要があります。

また、障がい者雇用について法定雇用率の達成に向けた取組を促進する必要があるとともに、働く意欲のある高年齢者等が年齢に関わりなく働き続けられるよう支援が求められています。

③ 職業能力の開発

離職者等の再就職支援としての職業訓練拡充や、地域産業の求人ニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することが求められています。

また、産業構造の変化、熟練技能者の高年齢化、団塊世代の大量退職、若年者のものづくり離れ等により、円滑な技術・技能の継承が課題となっています。

④ 離職者等の生活支援と勤労者の就労環境整備

緊急に生活資金を必要とする離職者等に対して融資等の生活支援が必要です。一方、勤労者については、労使が協働で、就労環境の整備に向け継続して取り組むことが必要です。また、仕事と家庭の両立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の実現への支援も引き続き求められています。

2 今後の取組方向

(1) 離職者等への就業支援と雇用機会の創出

- ① 求職者総合支援センターを中心に、離職者等に対する生活面も含めた一体的な就業支援をはかるとともに、震災により居住地を離れての避難を余儀なくされている方々への就労支援に取り組みます。
- ② 「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、市町とともに雇用機会の創出に取り組みます。

(2) 若年者、障がい者、高年齢者の就労支援等

- ① 若年者については、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアカウンセリング、職業紹介などの就労支援をワンストップで進めるとともに、未就職卒業者等を対象に、職業人として必要となる研修を実施するなど、早期の就職促進をはかるための支援に取り組みます。
- ② 障がい者については、事業主への啓発、就労促進・職場定着を援助する人材の活用、県が運用する「障害者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」のPR等により雇用の促進に努めるとともに、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練の受講機会を提供すること等により就労支援に取り組みます。
- ③ 高年齢者については、シルバー人材センターへの支援、適職診断、就職面接会の開催等の取組を進め、就労機会の拡大をはかります。

(3) 職業能力の開発

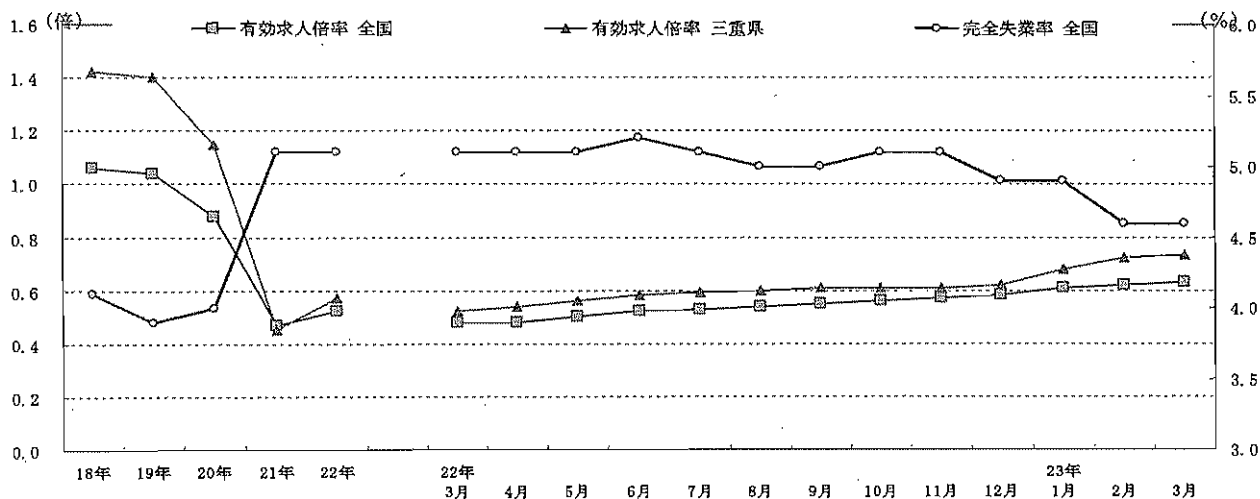
- ① 職業訓練や資格取得への助成により離職者等の再就職を支援するとともに、地域産業の担い手となる人材の育成等に取り組みます。
- ② 技能検定制度の周知・実施等により技能者の地位や働きがいの向上に努めるとともに、熟練技能者による技能体験講座の実施、事業主等の設置する職業能力開発校への支援等を通じて円滑な技能継承に取り組みます。

(4) 離職者等の生活支援と勤労者の就労環境整備

- ① 離職者等に対して、今後の生活の維持又は求職活動のために緊急に必要なとなる生活資金の融資等の支援に取り組みます。
- ② セーフティネットの一環として労働相談の充実をはかるとともに、労使コミュニケーション診断の活用促進、高校生等の若年者に対する早期離職防止を含めた途切れのない就労支援に取り組みます。
- ③ 女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランスなどに積極的に取り組む県内企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証し、その優れた取組を広く広報することにより、「働きやすい職場づくり」に向けた企業等の取組の推進を支援します。

(参考資料1) 有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移

※三重労働局公表資料による



<有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移>

		19年	20年	21年	22年	22年												23年		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
有効求人倍率	全国	1.04	0.88	0.47	0.52	0.48	0.48	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63		
	三重	1.40	1.15	0.45	0.57	0.52	0.54	0.56	0.58	0.59	0.60	0.61	0.61	0.61	0.62	0.68	0.72	0.73		
完全失業率	全国	3.9	4.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.6		
	三重	2.5	2.9	4.3	4.1	4.4	4.1			4.2			3.5							
完全失業者数 (万)	全国	257	265	336	334	350	356	347	344	331	337	340	334	318	298	309	302	304		
	三重																			

(注) 1. 完全失業率の年平均と完全失業者数は原数値
 2. 三重県の完全失業率(年平均及び3ヶ月平均)は労働力調査の結果を集計したモデル推計値
 3. 平成23年3月分以降の全国の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値である。
 拠：三重労働局発表資料、総務省「労働力調査」

(参考資料2) 年齢別完全失業率 (全国)

※ 総務省「労働力調査」による

	全体	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
平成18年	4.1%	8.0%	5.2%	3.4%	2.9%	3.9%	2.1%
平成19年	3.9%	7.7%	4.9%	3.4%	2.8%	3.4%	1.8%
平成20年	4.0%	7.2%	5.2%	3.4%	2.9%	3.6%	2.1%
平成21年	5.1%	9.1%	6.4%	4.6%	3.9%	4.7%	2.6%
平成22年	5.1%	9.4%	6.2%	4.6%	3.9%	5.0%	2.4%

(参考資料3) 県内中高年齢者就職率の推移 (パートを含む)

※ 三重労働局公表資料による

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
45歳以上	6.3%	6.4%	5.7%	4.8%	6.1%
内55歳以上	5.3%	5.3%	4.7%	4.1%	5.3%
全体(参考)	8.3%	8.2%	7.3%	6.0%	7.4%

(注) 就職率は、「就職件数」を「有効求職者数」で除した数値である。

(参考資料4) 県内民間企業における障がい者雇用状況の推移 (各年6月1日現在)

※ 厚生労働省公表資料による

	一般民間 企業(常 用労働者 56人以上)の法 定雇用率	常用労働 者数 (対前年)	障がい者 雇用数 (対前年)	実雇用率		達成企業割合	
				県 (対前年)	全国 (対前年)	県 (対前年)	全国 (対前年)
平成19年	1.80%	148,882 (+12,285)	2,111.5 (+170.5)	1.42 (0)	1.55 (+0.03)	46.5 (+1.2)	43.8 (+0.4)
平成20年		149,384 (+502)	2,228.0 (+116.5)	1.49 (+0.07)	1.59 (+0.04)	50.2 (+3.7)	44.9 (+1.1)
平成21年		147,028 (-2,356)	2,210.0 (-18.0)	1.50 (+0.01)	1.63 (+0.04)	48.7 (-1.50)	45.5 (+0.6)
平成22年		148,343 (+1,315)	2,224.5 (+14.5)	1.50 (0)	1.68 (+0.05)	49.8 (+1.2)	47.0 (+1.5)

(注) 実雇用率は、「(雇用する身体障がい者数+知的障がい者数+精神障がい者数)÷雇用する常用労働者数」で算定される。なお、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、1人の雇用で2人としてカウントされる。また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人として、精神障がい者である短時間労働者については0.5人としてカウントされる。

6 交通安全対策の推進について

交通安全・消費生活室

1 現状と課題

(1) 現状

県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故防止に取り組み、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めています。

- ① 「交通事故死者数」は長期的には減少傾向の定着化の兆しが見られ、平成 19 年から 3 年続けて「第 8 次三重県交通安全計画」（計画期間：平成 18～22 年度）の目標（130 人以下）を達成しました。しかし平成 22 年は交通死亡事故が多発し、135 人（対前年比 +23 人）と目標を達成できませんでした。

また、平成 20 年以降、65 歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。

- ② 「交通事故死傷者数」については、過去 10 年間の推移を見ると平成 17 年をピークに減少を続け、平成 21 年、22 年の 2 か年は「第 8 次三重県交通安全計画」の目標（15,500 人以下）を達成しました。しかし、1 日当たり約 40 人以上もの県民が死傷しており（平成 22 年）、依然厳しい情勢が続いています。

【交通事故発生状況】

← 第 8 次三重県交通安全計画の期間 →

	H13年	～	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
事故総数 (件) (A+B)	66,668		67,227	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005
人身事故 (件) (A)	12,467		13,441	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275
死者数 (人) (C)	221		163	167	118	110	112	135
うち高齢者 (人)	82		67	70	55	56	65	71
(構成率)	37.1%		41.1%	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%
負傷者数 (人) (D)	16,336		17,874	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878
死負傷者数 (人) (C+D)	16,557		18,037	17,777	17,075	15,718	15,238	15,013
物損事故 (件) (B)	54,201		53,786	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730

(2) 課題

交通安全対策については、「交通事故死者数」のみならず「交通事故件数」そのものを減らすため、交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することを習慣づけていただけるよう、さまざまな交通安全教育や広報啓発活動を通じて県民の皆さんに働きかけていく必要があります。

また、高齢社会の進展に伴い、高齢者が交通事故死者数の半数以上を占める状況になっていることから、より一層、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していくことも必要です。

2 今後の取組方向

交通安全対策としては、現在作成中の「第9次三重県交通安全計画」（計画期間:平成 23～27 年度）に基づき、市町、警察、関係機関・団体等と連携しながら各種交通安全対策を推進します。

また、三重県交通安全研修センターを活用して参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、地域や職域で交通安全活動に積極的に取り組むことができる人材養成・資質向上をはかります。

さらに、高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教育や啓発活動にも力を入れていきます。

7 安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活室

1 現状と課題

(1) 現状

- ① 県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最高を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年は再び減少となりました。

【刑法犯の認知件数の推移】

(件)

区分	H14年	～	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
刑法犯総数	47,600		28,103	25,964	25,348	25,540	23,425
増減数				-2,139	-616	192	-2,115
増減率				-7.6%	-2.4%	0.8%	-8.3%
重点対象犯罪 ※	12,760		5,301	4,171	4,178	4,620	3,824
増減数				-1,130	7	442	-796
増減率				-21.3%	0.2%	10.6%	-17.2%

※重点対象犯罪（9類型）

- | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自動車盗 | <input type="checkbox"/> ひったくり | <input type="checkbox"/> 強姦 | <input type="checkbox"/> 強制わいせつ |
| <input type="checkbox"/> 空き巣 | <input type="checkbox"/> 車上ねらい | <input type="checkbox"/> 路上強盗 | <input type="checkbox"/> 略取誘拐 |
| | <input type="checkbox"/> 忍込み | | |

- ② 平成23年4月から「三重県暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、警察本部、教育委員会と連携をはかり、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という体制を構築し、県民等の安全で平穏な生活を確保していくこととなりました。

(2) 課題

①防犯対策

県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、平成23年3月末現在568団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。今後も引き続き防犯意識の醸成をはかり、地域住民による主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されていくよう取り組む必要があります。

②「三重県暴力団排除条例」の浸透

「三重県暴力団排除条例」は、県、県民、事業者が一体となって暴力団の排除にあたっていくこととしており、本条例の普及、浸透をはかり、県民の皆さんや事業者にも、暴力団排除の重要性について理解を深めていただくことが必要です。

2 今後の取組方向

(1) 防犯対策

犯罪のないまちづくりリーダー養成講座や安全安心まちづくりフォーラムの開催により、自主防犯活動団体の拡充及び充実をはかります。また、自主防犯活動についての先進的な事例を紹介するなど情報提供を行い、地域における防犯意識の醸成をはかり、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。これらの取組については、県民の皆さん、市町、事業者、関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

暴力団排除の気運を高めるため、警察本部、教育委員会と連携し、暴力団排除に関する施策を一体となって推進し、必要な広報・啓発を行います。また、三重県が設置する公の施設における暴力団の利用の制限を行うため、警察本部等との連絡調整を行います。

8 安全で安心できる消費生活の確保について

交通安全・消費生活室

1 現状と課題

(1) 現状

規制緩和や高度情報通信社会の進展などにより、商品やサービス、商取引の多様化、複雑化が進み、消費活動を取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況のなか、国は、消費者主役の社会実現に向け、消費者庁を設置（平成21年9月）し、消費者被害の防止や地方消費者行政の支援等に取り組んでいます。

県においては、消費者の自立支援等を目標に「第二次三重県消費者施策基本指針」を策定（平成23年3月）し、関係部局で連携しながら消費者施策を推進しているところです。また、「三重県消費者行政活性化基金」を活用し、消費者啓発事業等を展開するとともに、市町と連携・協働し消費生活相談窓口体制の充実をはかっています。

このような取組によって、県消費生活センターへの相談件数は減少傾向にありますが、インターネットや携帯電話での架空請求・不当請求は依然として多く、また悪質商法の手口の巧妙化等により、60歳以上の方の相談件数が増えています。

(2) 課題

① 県消費生活センターの機能強化

県消費生活センターは、市町の区域を超えた広域的な見地から、消費者トラブルへの対応、消費者事故等に関する情報収集、特定商取引法等に基づく調査・行政処分、市町の取組に対する支援を行う必要があるため、専門的な知識やノウハウを蓄積し、消費生活相談に関する中核センターとしての機能を強化する必要があります。

② 消費者啓発・消費者教育の充実

悪質商法の手口が巧妙化し、消費者トラブルが多様化、複雑化していることから、消費者団体、事業者、市町等と連携・協働しながら、消費者への情報提供や啓発、生涯にわたる消費者教育を充実していく必要があります。

③ 悪質な商取引への対応

悪質な商取引を行う事業者に対しては、国、市町、警察等関係機関、近隣の府県等と情報の共有化を進め連携をはかりながら、各種の消費者の安全を確保する法律に基づいて指導や処分等に取り組む必要があります。

④ 市町における消費生活相談体制の充実・強化

消費者安全法により、すべての市町において消費生活相談窓口が設置されました。現在、四日市市ほか11市2町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、県民が最も身近な相談窓口として安心して相談できるよう、相談体制を整備し充実させていくことが必要です。

2 今後の取組方向

(1) 県消費生活センターの機能強化

県消費生活センターでは、消費生活相談員の専門研修派遣による資質向上、弁護士など専門家の活用等を進め、より高度で専門的な知識が必要とされる相談に対応できる体制を整えるとともに、必要な場合は、市町に対し相談対応方法等について助言します。

また、県内の消費者事故情報等を一元的に集約し、市町や関係機関へ情報提供を行うとともに、庁内の「三重県消費者行政推進会議」を活用し、関係部局と連携し消費者事故等情報を迅速に把握して事故の概要等を消費者庁へ通知します。

(2) 消費者啓発・消費者教育の充実

消費者、事業者、行政等が一体となって消費者啓発等に取り組む「みえ・くらしのネットワーク」を中心に、関係機関や団体で連携・協働しながら、消費者月間（5月）の啓発活動や消費生活センター設立40周年記念事業（11月予定）、地域の福祉団体等による高齢者の「見守り」のしくみを活用した情報提供や啓発、情報誌等での注意喚起、あらゆる世代を対象とした研修会等を実施します。

(3) 悪質な商取引への対応

関係機関等と連携・協働しながら、消費者の利益を損なうようなサービス等が出回っていないかチェックをし、法の遵守について事業者へ厳正な指導を行います。また、消費者被害未然防止のための対策会議を設置するなど、市町や関係機関との情報共有を強化し、県民の安全・安心な消費生活を積極的に確保します。

(4) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

市町に対しては、「三重県消費者行政活性化基金」の活用を助言しながら消費生活相談体制の充実を積極的に働きかけるとともに、消費者行政のモデル自治体を設定し、消費生活相談や消費者啓発等について集中的な支援を行います。また消費生活相談の強化に取り組む市町には、知識豊富な相談員を重点的に派遣し、消費者相談が円滑に行われるよう支援していきます。

(参考)

1 三重県消費生活センターにおける相談受付件数 (件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受付件数	8,023	7,500	6,543	6,734	6,179
対前年増減	▲ 1,844	▲ 523	▲ 957	191	▲555
増減率	▲ 18.7%	▲ 6.5%	▲ 12.8%	2.9%	▲8.2%
60歳以上の相談	1,364	1,146	1,205	1,438	1,430
全体に占める割合	19.9%	17.3%	20.1%	23.3%	24.9%

※ 60歳以上の相談件数及び割合は、問合せ等を除く。

[平成22年度相談件数上位3位]

- 1位 出会い系サイト使用料金等の不当請求・架空請求
- 2位 多重債務やヤミ金融
- 3位 工事・建築 (外壁工事や屋根工事)

2 三重県消費者行政活性化基金

(1) 概要

国 (消費者庁) から交付された「地方消費者行政活性化交付金 (※)」により、三重県消費者行政活性化基金を造成 (平成21年3月) した。(平成22年2月 積み増し)

県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けたさまざまな事業 (消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業) を展開している。

※ 地方消費者行政活性化交付金

消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等をはかるため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、地方公共団体の消費者行政活性化の取組を支援し、地域の消費者の安心を確保しようとするもの。

(2) 積立額 360,590,000円

(3) 運用期間 平成21~24年度 (4年間)

9 人権施策の総合的な推進について

人権室

1 現状と課題

(1) 現状

① 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として、平成9年度に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」を改定（平成18年3月）するとともに、その推進計画である「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を平成23年3月に策定して、総合的な人権施策の推進に取り組んでいます。

特に、「人権が尊重されるまちづくり」を施策体系の一番目に掲げ、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付くよう啓発活動等を展開するとともに、これらを県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町といった多様な主体との協働・連携により進めています。

② 三重県人権センターの取組

三重県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権教育・啓発を推進する拠点施設としてオープンしました。常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した教育・啓発とともに、各種広報媒体の活用やイベント・講座の開催等、多様な人権教育・啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、各相談機関における人材育成の支援も行っています。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

(2) 課題

- ① 人権が尊重されるまちづくりに向け、さまざまな取組を進めているものの、いまだ偏見等による差別や人権侵害が発生しています。また、社会環境の変化に伴い、インターネット上の人権侵害等、新たな問題も発生しています。

このため、国や市町をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、県民一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権意識を高め活動していくことをめざし、人権教育・啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

- ② 三重県人権センターへ寄せられる人権相談件数は減少傾向にあるものの依然として多く、内容も多様化・複雑化していることから、相談員のスキルアップや多様な人権相談機関の機能強化と連携が重要となっています。

2 今後の取組方向

① 人権施策の進捗管理と検証

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告するとともに、県ホームページで公表して得られた幅広い意見を、次年度の取組に生かしていきます。

② 人権が尊重されるまちづくりの推進

県内全域で人権が尊重されるまちづくりが推進されるよう、地域で開催される研修会への講師派遣や専門的な助言等の支援を行います。また、人権の視点に立った企業の社会的責任（CSR）の取組に対して、ガイダンス（検証基準）を策定し、企業における人権取組の促進をはかります。

③ 効果的な人権教育・啓発の実施

三重県人権センターを中心に、ポスターの作成やテレビ・ラジオを活用した広報等、感性に訴える啓発や、人権メッセージや人権フォトの募集等、参加型の啓発等、効果的な手法を工夫して啓発効果の向上に努めます。

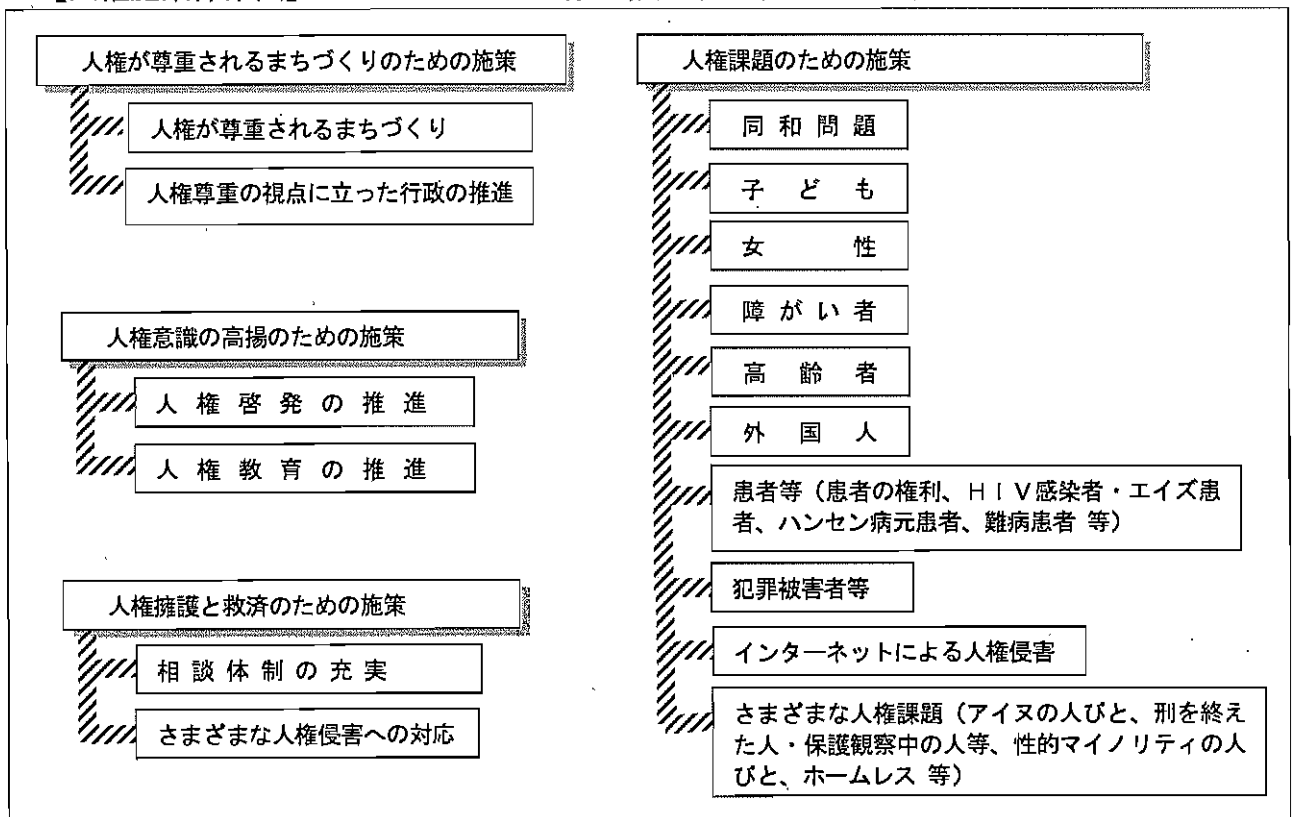
④ 人権相談の充実と人権侵害への対応

人権相談ネットワークの構築を進めるとともに、各相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員の資質向上を支援します。

また、インターネット上の人権侵害に対応するための「ネットモニター活動」を、各地域で主体的に実践していく指導的な人材を育成していくため、「ネットモニターボランティア養成講座」を開催します。

【人権施策体系図】

三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）



10 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO室

1 現状と課題

(1) 現状

国において、男女共同参画社会基本法が平成11年から施行されましたが、県においても、平成12年度に三重県男女共同参画推進条例を制定・施行しました。その後、平成14年3月に同条例に基づく「三重県男女共同参画基本計画」（平成19年3月一部改訂）を策定し、同基本計画を着実に推進するため、実施計画を策定して、男女共同参画施策を総合的・計画的に進めてきました。平成23年3月には、社会経済状況の変化などをふまえ、「第2次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定しました。

また、国のマザーズサロン四日市の開設にあわせて、平成19年6月に女性のチャレンジを支援するため「みえチャレンジプラザ」を設置しました。女性が就労をはじめとした社会参画を通じて、それぞれの能力を十分発揮できるよう、情報提供や相談などの総合的な支援を行っています。

(2) 課題

これまでの取組により、県や市町の審議会等における女性委員の割合の増加など、進展もみられますが、政策・方針決定過程への男女共同参画はまだ不十分な状況であり、固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。また、男女の賃金等の格差やM字カーブに関する問題も解消されるにいたっておらず、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている状況もみられます。市町の男女共同参画基本計画等の策定についても、未策定の市町（9町）があります。

このような状況から、働く場、家庭、地域それぞれにおいて男女共同参画が進むよう働きかけていかなければならず、全庁的に男女共同参画の取組を推進していく必要があります。また、厳しい雇用経済状況の中、引き続き就労をはじめとする女性の社会参画を支援していく必要があります。

(参考)

1 社会全体における男女の平等について（「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」：
平成21年9月三重県調査）

問 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

回答（2,558人からの回答割合）

平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
16.4%	58.8%	5.9%

※ 平成12年度から4回の調査を実施していますが、「平等である」の割合は増加しています。

2 今後の取組方向

(1) 基本計画の推進

県の男女共同参画に関する施策の実施状況については、三重県男女共同参画審議会による評価が行われ、2年に1回、同審議会から提言が行われています。この提言に対する取組方針を作成し、全庁的に取組を推進します。

また、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」の実施計画を、できるだけ速やかに策定します。

(2) 市町に対する基本計画の策定支援等

- ① 市町における男女共同参画基本計画等の策定については、14市6町で策定されています（平成23年3月31日現在）。未策定の市町に対し、条例や基本計画の策定が進むよう、働きかけや助言を行うとともに、研修会の開催や住民の意識調査の実施等の支援を行います。
- ② 地域における男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進サポーターを養成し、各地域において、市町などと連携・協働しながら、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及などを進めます。

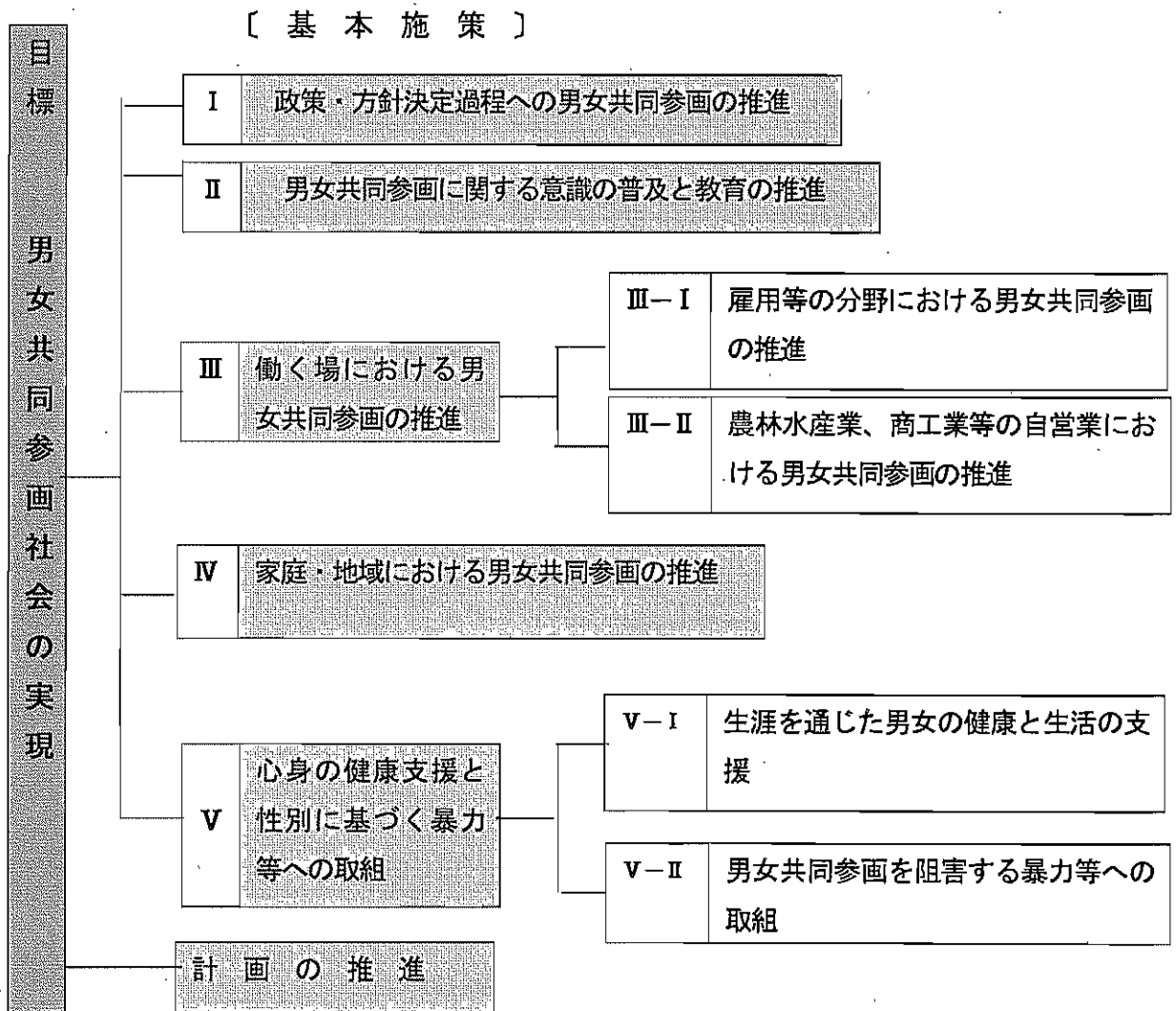
(3) 女性の社会参画への支援

- ① 意欲や能力のある女性が就労をはじめとした社会参画を行えるよう、「みえチャレンジプラザ」を拠点として、国や市町と連携しながら、情報提供やニーズに応じたアドバイスなど必要な支援を提供します。
- ② 「みえチャレンジネットワーク」の参加団体・機関が連携し、セミナーの開催など女性の社会参画支援の気運醸成や啓発を進めるとともに、支援情報の総合サイトの運営等を行います。

(4) ふるさと雇用再生特別基金を活用した取組

- ① 企業等の男女共同参画の取組を促進するため、ワーク・ライフ・バランスやセクハラなどに関する相談や研修、男女共同参画の視点を生かした経営のコンサルティングなどの支援を行います。
- ② 携帯電話、パソコンなどを活用し、県や市町の男女共同参画に関する情報を企業のイベント情報などと併せて発信することにより、広く県民に男女共同参画に関する理解と意識の普及をはかります。

【参考】 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の体系



1.1 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO室

1 現状と課題

(1) 現状

- ① 平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定され、ボランティアや市民活動に対する社会的関心の高まりとともに、三重県認証のNPO法人数は、毎年度増加し続け、平成22年度には550法人を超えました。しかし、収入規模500万円未満の法人が全法人の約5割（平成22年調査）を占めるなど、十分な財政力を持つNPO法人が多いとはいえません。

※ NPO法人数推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認証数	38	43	37	57	58	78	96	55	48	50	50	55
解散等数	0	0	1	3	4	5	9	14	19	15	22	19
累計	38	81	117	171	225	298	385	426	455	490	518	554

※ NPO法人の財政規模（平成22年事業報告書調査）

収入規模	団体数	比率(%)
100万円未満	170	33.3
100万円以上500万円未満	95	18.7
500万円以上1000万円未満	38	7.5
1000万円以上5000万円未満	142	27.9
5000万円以上1億円未満	21	4.1
1億円以上	13	2.6
未確定	30	5.9
合計	509	100.0

- ② 市民活動を促進するため、平成13年度に「みえ県民交流センター」を設置し、市民活動のための場所の提供などの基盤を整備してきましたが、平成21年度から、みえ県民交流センターに指定管理者制度を導入し、市民活動に関する広報紙の発行、ホームページによる情報の提供、NPOの活動の場や交流機会の提供などを行うとともに、市民活動を一層活発にするため、NPO支援組織など関係機関と連携し、市民活動団体情報の共有化（2,430団体）や情報交流を進めています。
- ③ 多様な主体が協働しながら地域の諸課題に取り組む事業を推進するモデルとして、NPOからの協働事業等提案募集を行い、県各部局とNPOが協働するきっかけを提供して、実践を通じた協働の理解を促進するとともに、協働の現場で円滑に業務を実施することができるノウハウ等を得るための研修等を実施しています。

※ NPOからの協働事業等提案数（平成15年度～平成22年度）

事業提案：提案48件、選定16件、研究提案：提案13件、選定7件

（2）課題

- ① NPOと多様な主体がそれぞれの役割に応じて「公」を担うため、NPOと行政、NPOと企業等がより一層連携・協働して地域づくりに取り組む必要があります。
- ② NPOの活動基盤は安定したものといえず、NPOが地域づくりの担い手として、また、社会サービスや雇用の場の提供者としての役割を果たしていくためには、NPOが多様な財源を確保するとともに、NPOへの県民の参画を促進する必要があります。
- ③ NPOが地域づくりに取り組むための環境づくりとして、中間支援組織がNPOを支援する機能の強化をはかるとともに、NPOで働く人材を育成する必要があります。
- ④ 東日本大震災の被災地・被災者に対する支援の活動を行うとともに、災害ボランティア活動を迅速に支援する体制の整備をはかる必要があります。

2 今後の取組方向

- ① 国の新しい公共支援事業を活用し、NPOと企業等との連携促進に取り組み、NPOの活動に必要な人材や資金等が循環する基盤づくりを行うなど、「公」を担うNPOの活動の促進に取り組みます。また、NPO等からの協働事業提案制度の充実をはかります。
- ② 中間支援組織がNPOを支援する機能の強化や、NPOの持続可能な事業モデルづくりや人材育成などの支援に、引き続き取り組みます。
- ③ みえ県民交流センターにおいて、指定管理者と連携し、市民活動団体情報の定期更新・共有化の取組をはじめとする市民活動に関する情報の受発信や県内の市民活動センター等との連携に取り組みます。また、平成23年度は、次期指定管理者の選定を行います。
- ④ ボランティア関係組織等と連携してみえ災害ボランティア支援センターを運営することにより東日本大震災支援の活動を行うとともに、県内外の災害に対し災害ボランティア活動を迅速に支援する体制の整備をはかります。

1 2 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進について

国際室

1 現状と課題

(1) 現状

三重県の外国人登録者数は、経済情勢の悪化もあり、平成22年末で46,817人と2年連続で減少したものの、県内総人口に占める外国人の比率は、県人口の約2.47%を占めており、全国的にも高い水準にあります。(平成21年末：全国3位)

こうした状況のもと、平成19年に策定した「三重県国際化推進指針」に基づき、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりに取り組んできました。

具体的には、医療、防災時の外国人支援ボランティアの育成、ラジオやインターネットによる多言語での情報提供や相談窓口の設置、市町とともに作成した、日本の職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」やモデルケースを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大!～」の普及など、多様な主体が多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備が着実に進みつつあります。

また、経済状況の悪化や定住化の進展などの社会環境の変化やこれまでの取組の成果や課題などを踏まえ、平成23年3月に、「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」を策定しました。

<平成22年末 国籍別外国人登録者数>

順位	国籍	登録者数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	16,651人	35.6%	▲1,810人	▲9.8%
2	中国	9,588人	20.5%	▲145人	▲1.5%
3	韓国又は朝鮮	5,789人	12.4%	▲192人	▲3.2%
その他		14,789人	31.5%	▲112人	▲3.9%
	三重県計	46,817人	100%	▲2,259人	▲4.6%

(2) 課題

① 外国人住民の定住化の進展に伴い課題が多様化していることから、引き続き、多様な主体とのネットワークを強化し情報提供等を行い、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

特に、近年の経済環境の悪化に伴い、生活基盤の脆弱な外国人住民が大きな影響を受けているため、多様な主体と連携した就業支援の充実が求められています。

② 国際化の進展に伴い、県民の国際貢献への関心や理解を深め、県民主体の国際貢献が活発に行われる環境づくりが求められています。

- ③ 地域における草の根国際交流を促進するため、NPOやNGOなどの民間部門の多様な国際交流活動を支援する必要があります。

2 今後の取組方向

① 多文化共生社会づくり

平成23年3月に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき、外国人住民を含む多様な主体と連携して、外国人住民向けの生活相談、災害・病気時等における通訳ボランティアなどの人材育成、保護者向けキャリアガイドの作成等による子どもの将来設計支援など、外国人住民の総合的な支援に取り組みます。特に、失業等の深刻な課題を抱える外国人住民に対し、就業に結びつけるための日本語教室や専門的な相談会の開催などに引き続き取り組んでいきます。

② 国際貢献

海外技術研修員として途上国から日本語教師を受け入れるとともに、みえ国際協力大使の活動や国際理解についての研修を実施することにより、国際貢献の重要な担い手である県民の参加意識の醸成をはかります。

③ 国際交流

地域における草の根の交流を一層活発化させていくため、姉妹・友好提携先との交流活動等を通じて、県民主体の多様な活動主体への支援や地域の国際交流活動を支える人材の育成を進めます。

